

第 56 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日時 平成 27 年 6 月 4 日（木） 9:56～11:42

2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一

（専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子

（審議協力者） 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括
統計官ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 ただ今から第 56 回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

前回の部会では、お手元の資料の参考 1 に審査メモがついておりますが、そのうちの「1 経済センサス - 活動調査の変更」のうち、「調査対象区分の見直し」、「その他の集計事項の見直し」及び「2 統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」について審議を行い、いずれの論点も部会での結論は適当と整理をいたしました。

また、審査メモの「1 経済センサス - 活動調査の変更」のうち、「労働者区分の見直し」、「消費税の集計方法の見直し」については、前回部会において、事務局から 5 月 19 日に取り決められましたガイドラインの内容について説明を受けました。

そこで、本日は、まず、前回事務局から説明を頂いたガイドラインを受けて、「労働者区分の見直し」と「消費税の集計方法の見直し」についての本調査における対応について審議を行いたいと思います。

それを終えますと、個別の審議事項は一通り終了となりますので、引き続き、私と事務局で、事前に相談の上、作成をいたしました答申（案）について審議を頂きます。

本日の部会は、12 時までを予定しておりますが、多少、時間をオーバーする場合もあり得ますので、御予定がおありの方は退席されても結構でございます。

それでは、本日の配布資料などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 初めに、本日の配布資料といたしまして、議事次第にありますとおり、資料 1 として前回の部会にも提出しております「審査メモへの回答（その 2）」、資料 2 として「答申（案）」をそれぞれ配布しております。

また、参考資料として、参考1に「審査メモ」、参考2に「前回部会の議事概要」をそれぞれ配布しておりますので、御確認ください。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、早速でございますが、参考1として配布されている「審査メモ」に記載された論点に沿って、審議を進めていきたいと思っております。

審査メモの3ページにあります「ウ 労働者区分の見直し」における総務省の事前審査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明させていただきます。

この「労働者区分の見直し」につきましては、前回、部会で説明がありましたように、前2か月18日以上雇用している人、または1か月以内か超かという部分の2点について、ガイドラインに沿った調査計画の変更の一環として掲げられております。

こちらの審査の結果につきましては、おおむね妥当であるというようなことではあります。一番下の論点でございますように、この定義の変更により、報告者が戸惑ったり、混乱したりすることがないようにするための対応、取組の確認が必要ではないかとしております。

なお、もう一点の常用労働者の内訳区分につきましては、この変更計画が策定された際には、流動的な状況であったということで、この今回の見直し案には含まれておりません。

この点も御審議の対象になろうかと思っております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点について、調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それではお手元の資料1と書いてありますものをお手元をお願いしたいと思います。

右肩に「資料1（前回部会の資料2）」と書いてあるところの資料でして、開いていただきまして2ページ目です。

ただ今いただきました論点ですけれども「労働者区分の見直し」についてということですので。

四角囲みのところに改めましてその論点を書いてありますが、その定義の見直しにより報告者が記入に当たって戸惑ったり、混乱することがないように、どのような対応や取組を行うかということの論点でした。

私どもといたしましては、当該労働者区分の変更につきまして、昨年9月に試験調査を実施しております。この試験調査で実はもう既に実装いたしまして、その結果、事業名

を書いてありますコールセンターあるいは調査実施者に対して、この件についての問い合わせは特段なかったと認識しております、報告者の混乱は生じないと考えております。

なお、もし必要であれば「調査票の記入のしかた」やあるいはホームページなどでアナウンスをいたしたいと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対し、御意見あるいは御質問等がございますれば、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にありませんでしょうか。

試験調査の結果、この変更に伴う問い合わせ等はなかったとのことで、報告者の方でも、特に大きな混乱を来すことはないであろうと判断されたとのことです。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回部会で事務局から説明がありましたとおり、ガイドラインでは、常用雇用者の内訳区分について、雇用契約期間や所定労働時間などの客観的な指標を用いて区分することを原則とする一方で、調査の目的や報告者の記入負担及び調査票のレイアウトによる制約等から、契約期間、それから所定労働時間の指標を用いることが困難な統計調査においては、少なくとも「正社員・正職員としている人」に変更することが求められています。

そこで、現在、提出されております変更計画では、当該部分につきまして、「正社員・正職員などと呼ばれている人」という労働者の呼称に基づく区分を踏襲するとしておりますが、本調査が他の統計調査の母集団名簿の整備の役割を果たしていることを踏まえると、本調査においても調査項目において「正社員・正職員としている人」というより客観的な指標に基づく区分に変更することを答申において指摘したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

この点に関しましては、前回も申し上げましたとおり、このガイドラインに関して、先日の統計委員会でも説明をしていただき、幾つか御意見があったわけですが、特に委員長からは、このガイドラインの理念を尊重してこの調査に関しても、それに沿った形の変更等を考えるようにという御発言がありました。

それを踏まえまして、今、申し上げましたとおり、従来「正社員・正職員などと呼ばれている人」というその呼称に基づいている区分を「正社員・正職員としている人」というより客観的な指標に基づく区分に変更したいということです。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 特に、御発言がないようですので「労働者区分の見直し」については、本

部会での結論は「適当」とさせていただきます。

同時に、常用雇用者の内訳区分の調査項目については「正社員・正職員などと呼ばれている人」という表現を「正社員・正職員としている人」に変更するよう、答申において指摘することにいたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

では、続きまして、前回から残っている論点ですが、審査メモの9ページ「消費税に係る集計方法の見直し」があります。この見直しに関する総務省の事前審査の結果について、事務局から説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、審査メモの9ページで御説明させていただきます。

消費税に係る集計方法につきましても、前回部会において御説明申し上げましたように、本調査のように、原則消費税込みとするものの、報告者の負担等も勘案し、抜きでの記入を認めるというような調査につきまして、政府統一的なガイドラインを作成し、消費税込みに補正集計をした上で、結果表章を行うというような政府の取組につきまして御説明させていただきました。

本調査におきましては、このガイドラインの趣旨に沿いまして、措置を講じることとしております。これにつきまして、審査結果といたしましては、妥当と考えるものの、以下のような点を確認すべきではないかということで論点を掲げております。

まず、1点目が前回調査で消費税抜き、込みの把握はどのように行われていたのかという点、また、今回、その点について一部変更をしておりますので、その理由また妥当性等を御検討いただければと考えております。

また、今回、税込み補正をした上で集計結果を公表するという事で、統計作成者における集計業務の増大が見込まれております。これによって、結果の公表が遅延することはないのかと、結果の利用等に支障が生じないかというのが2点目の論点です。

3点目といたしまして、前回、御説明させていただいたガイドラインでは、このガイドラインを超えるといえますか、独自の取組をすることも否定しないとされておりますが、この調査におきまして、そのガイドラインで示された補正方法に加えて、独自の取組等を導入するような予定があるのか、またはそれが妥当かというようなことも御検討の論点かと思えます。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 それでは、a、b、cの3つの論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 それでは、また資料1を御覧いただけますでしょうか。右肩に「資料1」と書いてある資料です。

資料1の7ページを御覧いただけますでしょうか。

「消費税の集計方法の見直し」という観点でございまして、3点ほど論点を頂いており

ます。

まず、四角囲みのところですが、a といたしまして、前回調査ではどのような方法で消費税を把握していたのか。今回、その変更をした理由は何かということです。

まず、私どもといたしましては、1点目でございますが、24年調査では、この消費税の取り扱いにつきまして、この下の方に「【旧：24年調査】」と書いてある調査票のイメージがございます。こちらを御覧いただければと思っておりますが、消費税込みで記入してくださいと。税込みで記入できない場合にはチェックをするというようなことでして、チェック欄を設けるということで、参考情報としての税込みができない時の情報を得るということにしております。

2点目のところですが、この方法ですと、チェック欄にチェックがなかった場合に、本当に税込み記入なのか、あるいはチェックが漏れているのかということが参考情報ということでしたので、つまり報告義務を課していない調査事項ではないので確認できなかったということです。

3点目に書いていますが、今般、28年調査に当たりましては、「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」でも、売上高の集計におきまして、消費税込みで統一的に集計した結果を提供しようということのガイドラインが出されておりますので、2行目の後半あたりからですが、消費税の税込み記入、税抜き記入の別をきちんと調査事項として設定いたしまして、記入も正確に把握しようということです。

このようなことで、我々に変更が必要だと考えているところです。

これが1点目でして、8ページです。

bとcという論点があります。

まず、bでは、消費税の税込み補正により、結果の公表の遅滞がないかどうかということです。

さらにcということですが、3行目のところでしょうか、「ガイドラインで示された補正方法に加えて、独自の取組を導入する予定はあるか」ということです。

「(回答)」のところを御覧いただきますと、まず、この活動調査の消費税込みの補正の方法につきましては、産業連関表の平成23暦年値の推計で用いた処理をもとに、機械的に補正する方向で検討を進めているわけです。

2行目の後半あたりに「すでに」と書いていますけれども、独立行政法人統計センターにおいて産業連関表に係る推計作業を既に実は処理が実績としてありますので、今回はこの実績を踏まえてというか、これに基づいて行うわけですので、結果の公表が遅滞するほどの影響はないと我々は考えております。

さらに、論点のcのところですが、新たなというか、独自の取組を導入する予定はないかということですが、この消費税の税込み補正につきまして、このガイドラインを作成するに当たりまして、議論があったわけですが、そもそもこの議論の中では、28年活動調査での補正方法を念頭に実は議論がなされておったわけでした、私どもはこの

ガイドラインに示された推計方法で、今回、集計をいたしたいと思っております、この独自の取組を導入するということについては、恐らく活動調査以降のものについて、更にもっといいものがあれば取り入れていくという認識であろうと思っております。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の回答について、御質問、御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○野呂委員 ガイドラインでは、原則は税込みで、しかし税抜きも容認という趣旨かと思っております、現在の方式だと、大体9%ぐらいが税抜きで回答されているという、その数字の信頼度の問題はあるかと思っておりますけれども、そのガイドラインが今度は新しい回答書式だと、小さい字で説明はあるものの、税込みでも税抜きでも自由に選択してくださいという見方もできるのではないかと思っております、瑣末な例で恐縮なのですが、私の会社の担当者なども「どちらでもいいのだったら、やはり税抜きの方が回答が楽かな」ということで、安きに流れるといたしますか、現在の9%程度というのが、大きく税抜きに振れる可能性もあると思っておりますので、ガイドラインの趣旨をという意味では、例えば、記入要領とかいろいろなところのあれで、基本は税込みですということを、やはり強く言われた方がよろしいのではないかと思っております、意見させていただきます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の御意見に関して、調査実施者から何か発言はありますか。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘どうもありがとうございました。

御指摘の点につきましては、先ほど御説明差し上げた資料1の7ページの一番下の欄を御覧いただきたいのですが、「【新：28年調査】」のところでも、小さい字ではありますけれども、この「10 欄以降はできる限り『1 税込み』で記入してください。」と書いておるところです。

ただ、御指摘の点もありますので、我々できる限り税込みというものにつきましては、記入のしかたなどで注意喚起する等取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

その意味で、今、確認のための御意見を頂いたということにしたいと思います。

ほかに御発言はありますか。

先ほど、実施者からも説明がありましたが、この件に関しては、今回、ガイドラインによって原則ができたわけですが、恐らく28年調査以降、より詳細な議論と同時に手法の検討も必要になるかと思っております。28年調査の段階では、今回のこの調査実施者の回答で適当とさせていただきますと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この「消費税に係る集計方法の見直し」についても、本部会での結論は「適当」ということにさせていただきます。

さて、以上で、本日まで4回半にわたって、経済センサス - 活動調査の変更計画について審議をしまいましたが、全ての事項につきまして、一通り審議を終えました。有意義かつ円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

そこで、今までの議論を踏まえ、この部会審議の取りまとめとして、資料2の答申（案）を私と事務局の間で作成いたしましたので、それにつきまして審議をお願いしたいと思います。

答申（案）につきましては、事前に、統計委員会担当室から委員、専門委員の皆様にお送りしているところですが、まずは、答申（案）の構成について、説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

この答申（案）の構成ですが、1ページに「1 本調査計画の変更」として「(1) 承認の適否」「(2) 理由等」、それから少しページが飛びますが、8ページのところに「2 前回答申時の『今後の課題』への対応状況」、9ページに「3 今後の課題」となっております。順に内容を説明いたします。

最初に、「1 本調査計画の変更」のうち「(1) 承認の適否」では、総務省及び経済産業省から申請のありました「経済センサス - 活動調査」の変更について、統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しております。

次に「(2) 理由等」では、1ページに「ア 報告を求める事項」、5ページに「イ 報告を求める事項の基準となる期日等」、7ページに「ウ 報告を求めるために用いる方法」、7ページに「エ 集計事項」の4項目を設けて、適宜、内容や適否の判断、判断理由を記載しております。

次に、8ページですが「2 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について」として、前回答申時に「今後の課題」として指摘されている事項の対応状況等について記載しております。

最後に、9ページの「P」(保留)として「3 今後の課題」の項目を立てております。

ただし、これまでの部会審議の中では、特段、今回の答申として「今後の課題」として記載するような事項はなかったと思いますので、本日の答申（案）では、具体的な記載はしていません。

以上が答申（案）の構成です。

それでは、内容を幾つかに分けながら御審議を頂きたいと思います。

まず、1ページの「1 本調査計画の変更」のうち「(1) 承認の適否」の部分については、それ以下の「(2) 理由等」の検討を行った後、確認させていただきたいと思いますので、その「(2) 理由等」から御審議を頂きたいと思います。

では、1ページの「(2)理由等」の「ア 報告を求める事項」のうち「(ア)個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」のところを御覧ください。

本申請では、個人経営を対象にする調査票について、全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設けるとともに、事業別売上あるいは収入金額の内訳を上位3項目に縮減すること、産業ごとに独自に把握する調査事項を削除するといった変更を計画しております。

これにつきましては、まず、1として、前回調査において企業全体の約53%を占める個人経営に対しても、その他の企業と同様の調査事項を課したこともあって、その調査票の回収・審査に多くの労力を要した一方で、個人経営の売上(収入)金額は、企業全体の約2%にとどまるという現状が、今回、初めて明らかになったことを踏まえたものであること、さらに2番目として、本調査が、包括的な産業構造の把握とともに、他の統計調査の母集団情報をよりの確に整備することを目的としていること、また、3番目に報告者負担の軽減及び審査事務の効率化により統計精度の向上に資すると考えられること、以上の3つの理由から、結論として、適当であると整理しております。

部会でいただいた御意見等を踏まえたものでございますが、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

もし、追加すべき文言等がございますれば、御発言いただければ幸いです。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、後ほど、もし御意見あれば、御発言いただくことにいたしまして、この内容で「適当」とさせていただきます。

次に、2ページに移っていただきまして「(イ)その他の調査票の構成の見直し」を御覧ください。

本申請では、「政治・経済・文化団体、宗教」を対象とした調査票を新設するとともに、前回調査では別の調査票となっていた「建設業、サービス関連産業A」の調査票と「学校教育」の調査票を統合する計画となっております。

その具体的な内容を表1として記述をしております。

これらの変更につきましては、「前回調査の状況を踏まえた措置であり、調査の効率的かつ円滑な実施に資する」ということから、結論として「適当」としております。

この答申(案)のところでは、この変更に関して「調査の体系的かつ円滑な」という言葉にしておりますが、この点に関しまして、いかがでしょうか、

これに関しましては、前回の調査の段階で、対象業種の方から少し前回の区分では抵抗があるというような御意見があったということも踏まえまして、今回、こういう形の変更をするということですが、よろしいでしょうか。

特に、学校教育の部分が少し動くわけですが、それに関しましては、文部科学省からもこれで問題はないであろうという御返答を頂いております。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この(イ)の部分に関しましても、この内容で「適当」とさせていただきます。

続きまして、同じ2ページの後半「(ウ) 労働者区分の見直し」のところです。

これにつきましては、本日の部会で先ほど結論を頂きましたが、それを踏まえてしたものでして、この答申(案)を作成しました時には、まだ結論が出ておりませんでしたので、この部分全体を「P」、保留という扱いにしております。

先ほど、この労働者区分に関しましても、「適当」という御判断を頂きましたので、この変更に関しましては、前回部会で事務局から説明のあった「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」にも適合するものであり、統計相互の整合性や比較可能性を向上させることに資することから、結論として「適当」としております。

ただし、先ほど了解いただきましたとおり、常用雇用者の内訳区分については、「正社員・正職員などと呼ばれている人」について、「正社員・正職員としている人」に修正する必要があることを指摘しております。

これも先ほど御議論いただいた内容を踏まえた形にしておりますが、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

特に、3ページの真ん中あたり、表3のところです。「統計委員会修正案」という形で常用雇用者の内訳を④⑤という形で整理しております。

○北村委員 今回の変更に関しては、統計の連続性ということも考えて、より定義がはっきりするというところで、異存はないのですけれども、残された課題のところ、「今後の課題」のところガイドラインを取り上げますと、常用雇用者の内訳といいますか、その契約期間とか労働時間についての調査もこのセンサスの中でもやった方がいいのではないかとか、あるいは検討するというを課題として残していただければと思います。

というのは、恐らく、常用雇用者という人で区切ってしまうと、臨時雇用者というのは1カ月未満の雇用形態なので、今後、そういう雇用形態が増えていくかどうか分かりませんが、今でもかなり少ないということが認識されていますので、どちらかというところ、情報をとるとすれば、常用雇用者の中の内訳を見ないと、経済センサスというか、経済統計の基本的なものとして、情報量が足りないのではないかとということなので、そういうことも、今回はこれでいいと思いますけれども、残された課題として検討していただくということにいただければ、より有用性が高まるのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかの委員、専門委員の方の御意見はいかがでしょう。

もちろん、今回のこの変更に関しましては、5月19日に決まりましたガイドラインの理念を踏まえて行ったもので、それと適合しているというものですが、今の御指摘は、ある意味でガイドラインそのものも更新することになっておりますので、それを踏まえた形の対応ということになろうかと思います。それをどういう扱いにするか、今、北村委員の御

提案は、9ページに「3 今後の課題（P）」としておりますが、そこに入れてはどうかという御意見です。

では、この点に関しましては、最後、9ページの「3 今後の課題」のところでは取り上げるかどうか、今後の課題として取り上げるかどうかは御議論いただくことにいたしまして、先ほど御発言いただきましたとおり、今回のこの変更に関しては、この内容及び結論で「適当」とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 では、今の北村委員の御発言に関しましては、後ほど「3 今後の課題」のところでは改めて御議論させていただきたいと思っております。

では、先に進ませていただきます。

3ページの下のところ「(エ) その他の主な調査事項の見直し」です。

具体的な内容といたしましては、今回、商品手持額や商品売上原価、店舗形態といった調査項目について、変更、追加、削除を行うこととしております。

その内容は、表4として3ページから5ページの上の3分の1あたりのところまで、かなりのスペースをとっているわけですが、これらについては、「前回調査以降の行政ニーズの変化等に対応したものであり、産業連関表等の加工統計の推計への影響もなく、報告者負担の軽減や適正な実態把握に資すると考えられること」から、結論として「適当」としてしております。

ただし、部会で御指摘がありました、「学校教育の種類」等における選択肢の設定については、調査実施者からも説明があったとおり、報告者が調査票の記入に当たって紛れが生じないよう、「幼保連携型認定子ども園」の選択肢の位置を修正することを指摘しております。

3ページから5ページにかけて、①から⑤までありますが、一応それらをまとめた形でこういう表現にしておりますが、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 特に御意見ございませんので、それでは、この部分に関して、この内容、結論で「適当」とさせていただきます。

次に、5ページの「イ 報告を求める事項の基準となる期日等」です。

まず、(ア)ですが、報告を求める事項の基準となる期日を「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更する等、所要の見直しを行う計画です。

こちらにつきましては、前回調査が2月であったことから「前回調査が積雪・寒冷期に実施され、調査員の確保が困難であった」こと、また「確定申告前の時期と重なり報告者からの調査票の回収に予想以上に時間を要した等の状況がみられた」ことを踏まえて、「①『経済センサスの枠組みについて』において示された考え方、②平成28年7月に実施が想定される参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担、③3月が決算時期である企業が多くを占める実態」等を勘案したものであり、「適切な実態把握や報告者負担の軽減の

観点」から、結論として「適当」としております。

ただし、部会で御指摘があり調査実施者からも説明がありましたとおり、売上（収入）金額等の報告を求める期間については、報告者が対象となる期間について紛れが生じないよう、説明文を追加する必要があることを指摘しております。

また、6ページの（イ）調査結果の公表期日の変更につきましては、これは、今、申し上げました「報告を求める事項の基準となる期日等の変更に伴うものであり、前回調査と比較して、対応が可能な範囲で結果公表の早期化が計画されていること」から、結論として「適当」としております。

この部分に関しまして、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

確かに、2月から6月への変更というのは、大変大きな変更ではありますが、今、申し上げましたような理由を踏まえて、平成28年調査は平成28年6月1日ということに変更するということです。

この点に関しましては、実査を担当していただく都道府県、東京都、大阪府に御参加いただいておりますが、その方々からも賛成という御意見を頂いておりますので、こういう形にいたしました。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 それでは、この部分に関しましても、この内容及び結論で「適当」とさせていただきます。

次に、7ページ「ウ 報告を求めるために用いる方法」の「(ア) 調査組織の変更」、具体的には、大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託です。

今回調査では、「大型商業施設等の管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とする」よう、調査計画を変更することとしております。

これにつきましても「前回調査において、調査員が調査票の配布・回収を行うことが困難であったとの状況を踏まえたものであり、調査のより円滑な実施に資する」ことから、結論として「適当」としております。

なお、今回調査においては、管理会社や施設の運営法人等への調査員業務の委託が初めて行われることとなるため、「今回調査の実施に当たっては、調査員業務の委託先を管理会社や施設の運営法人に限定する等、地方公共団体と十分に調整する必要がある」旨を付記しております。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

部会の中では、委託先に関しまして、少し過度の拡大を懸念する御意見もございましたので、今回は調査員業務の委託先には、管理会社や施設の運営法人に限定するという形で明示をさせていただきました。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 では、この部分に関しましても、この内容及び結論で「適当」とさせてい

たきます。

続きまして、7ページの「(イ) オンライン調査の範囲の拡大」の部分です。

今回調査では、全ての報告者を対象にオンライン調査を導入する計画です。

この点は、「第Ⅱ期基本計画においてオンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえたものであり、地方公共団体における審査事務に係る負担軽減など調査の効率的な実施に資する」ということから、結論として「適当」としております。

具体的に、7ページの表7にありますとおり、今回、単独事業所、新設事業所に対しましても、また支社を有する企業に関しましてもオンラインによる報告を可能とするという計画です。

この点、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 特に御発言ありませんので、この「(イ) オンライン調査の範囲の拡大」の部分に関しまして、この内容及び結論で「適当」とさせていただきます。

次に、7ページの下の部分「(ウ) 調査の対象区分の見直し」のところ です。

今回調査では、資本金1億円以上の単独事業所について、調査員調査から郵送による調査、直轄調査になるわけですが、郵送による調査票の配布を行うという変更を行う計画です。

これにつきましては、「前回調査において、一定規模以上の企業に対して調査員が面接による調査票配布を行うことが困難であったといった状況を踏まえたものであり、統計調査の円滑かつ効果的な実施に資する」ことから、結論として「適当」としております。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

この部分につきましても、実査を担当していただいております地方公共団体からも、この変更が適当であるという御判断を頂きましたので、こういう形にさせていただきました。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、7ページ「(ウ) 調査の対象区分の見直し」につきましても、この内容、結論で「適当」であるとさせていただきます。

次に、8ページです。「エ 集計事項」の「(ア) 消費税に係る集計方法の見直し」の部分を御覧ください。

こちらにつきましても、本日の部会で結論を得ることとしておりましたため、全体の括弧を付けて「P」(保留)としております。

今回の計画では、売上(収入)金額等の経理項目について消費税込みでの記入を原則とした上で、報告者が消費税込みまたは消費税抜きのどちらで記入するのかを把握する調査事項を新たに追加するとともに、消費税抜きで記入された調査票につきましては、金額を消費税込みに補正して集計する方法に変更する計画です。

これにつきましても、前回部会で、事務局から説明がありました「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」にも適合しているものであり、

「報告者が回答する際の消費税の取扱いをより正確に把握」とするとともに、「消費税込みに統一した形で集計・公表を行うことで利用者の利便性の向上に資する」ということから、結論として「適当」としております。

この点に関しましては、先ほど御審議を頂き、適当という御判断を頂いたわけですが、答申（案）としてこのような内容、結論でよろしいでしょうか。

○中村委員 このことによりまして、利用者の利便性の向上に資するということは間違いないと思いますけれども、ただ、現行の方法では税込み、税抜きが混在しているものを単純集計するわけですので、税抜きとしては過大になりますし、税込みとしては過少になることは明らかで、正しい計数は分からないという状況なのですね。

これに対しても、このガイドラインを適用することによりまして、推計ではありますけれども、税込み、税抜きの計数が正しく把握できるということになりますので、利用者の利便性の向上とは少し違う意味で、もう少し重要な意味があると考えられますので、「正確性」とかあるいは「精度の確保ということに資する」ということを加えたらどうかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、中村委員の御指摘は、こういう措置というか、税込みに統一した形での集計、公表は単に利用者の利便性の向上に資するだけではなくて、精度向上あるいは正確性の確保にも役立つという側面もある。

従って、その文言を加えた方がいいのではないかという御意見です。

いかがでしょうか。

○西郷委員 賛同いたします。

むしろ、今の状況の方が正しいかというと、そうではなくて、本来、あるべき姿に変えるということなので、その点は是非積極的に強調すべきだと思います。

○野辺地専門委員 今の御意見について賛成なのですけれども、結局、今後、税抜きで集計したものをどのように税込みに補正していくのかということに関して、産業別の非課税売上の割合とか、そういったものについても把握して、より精度をもって補正していくということも可能なのではないかと思いますので、正確性がより向上するのではないかと考えます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○北村委員 私も賛成です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分、「P」がかかっている括弧の最後の段落でしょうか、「上記変更については云々」のところ、その部分を「経理項目について消費税込みに統一した形で集計・公表を行うことは精度向上、正確性確保に資するとともに、利用者の利便性の向上に資する」というような表現に修正することでよろしいでしょうか。

最終的な文案は後ほど詰めさせていただきますが、では、今、中村委員から御指摘があ

った消費税込みに統一した形で推計はするわけですが、それが精度向上、正確性の確保に役立つという趣旨の文言を追加するとさせていただきます。

それ以外にいかがでしょうか。

それでは、この部分に関しましては、今、申しあげました「精度向上」とか、「正確性確保」という文言をここに反映させるという修正をさせていただくことにいたしまして、文案は後ほど考えさせていただければと思います。

そのような形で修正を行うとした上で、この内容、結論でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、8ページの真ん中から下のところ「(イ) その他の集計事項の見直し」です。

この部分では、集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用状況や統計ニーズを踏まえた集計事項の追加、統合、削除を行うなど、集計事項を整理する計画です。

これについては、「調査結果の円滑な集計及び公表を図ることを目的に集計事務の効率化を図るとともに、統計ニーズ等に配慮した集計事項の追加及び廃止を行うものであり、また、別途、調査票の二次利用による追加的な集計についても実施する等、利用者の利便性の向上に資するための取組みも行うこととしている」。そのことから、結論として「適当」としております。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

具体的な追加と削除はかなり膨大なものになります。それに関しましては、既にこの部会の資料として提出をさせていただいておりますので、答申（案）としては、こういう形の書き方に直させていただきました。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この部分に関しましては、この内容及び結論で「適当」とさせていただきます。

続きまして、8ページの下段でございますが、2「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」。これは平成22年12月17日付の内閣府統計委員会第154号でございますが、その中に記載されております「今後の課題」への対応状況ということです。

前回の答申時に「今後の課題」として、企業の内部取引額について、「前回調査の結果を十分に検証し、全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある」旨の指摘がなされております。

これに対して、調査実施者からは、大きく2つ説明がございました。

1つ目は、前回調査の結果を分析した結果、企業の内部取引額を、企業の売上（収入）

金額と当該企業の傘下事業所の売上（収入）金額の合計額との差分から算出することは、事業所単位での売上（収入）金額の把握ができない業種、いわゆるネットワーク型産業が存在すること等から困難であること、2つ目は、企業の内部取引額を把握することによる報告者負担の増加について企業の理解が得られにくいこと、この2点から、平成28年調査において、全産業で企業の内部取引額を把握することは困難であるとの報告がありました。

一方、本調査の目的が、包括的な産業構造の把握とともに他の統計調査の母集団情報の整備であることを踏まえ、報告者負担の観点から、上記課題について、今回調査において対応することは困難であるとの調査実施者の結論は、やむを得ないと結論づけております。

ただし、部会における指摘を踏まえ、**「企業の内部取引額の把握については、第Ⅱ期基本計画における課題として掲げられていることから、今回の検討結果も踏まえつつ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の取組の中で検討を進めていくことが重要である。」**ということを付記しております。

この点につきまして、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

○北村委員 今の結論で現実的にはいいと思うのですが、そうすると、この基本計画にとって、今後も検討をするということは、「今後の課題」に入ることなのではないでしょうか。

それとも、それをここで書いておけばいいということなのではないでしょうか。そこはどう議論すればいいのか。

○廣松部会長 私の考え方は、「今後の課題」というのは、それについては後ほど御議論いただきますが、この経済センサス - 活動調査の特に平成33年に向けての取組に対する課題ということであって、ここで指摘しましたのは、少し大き過ぎます、この平成28年調査の「今後の課題」として書くには大き過ぎるので、こういう形で「政府統計全体の課題として」という書き方にさせていただいたということなのです。

○北村委員 ということは、この内部取引額を今後も調査することは困難なので、次回のセンサスについても課題ではなくて、もっと基本計画の中で議論すべき問題ということではないでしょうか。

○廣松部会長 はい。この点については、第Ⅱ期基本計画の取組の中で検討していただくわけですが、第Ⅱ期基本計画の活動の一環として、法施行状況報告が毎年出ますので、その段階で出てきた報告を委員会として議論・検討していただくことになるかと思っております。

私の個人的な意見としては、この経済センサス - 活動調査の次回調査は平成33年ですが、それまでには何らかの形でこの政府統計全体の課題としての取組に関して、一定の方向性が出るのではないかと期待をしております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この御指摘の課題につきまして、第Ⅱ期基本計画におきまして、事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上でその把握可能性について検討するというところで、

担当省庁としましては、総務省、経済産業省を初め、関係府省が一体となって平成 27 年度末までに結論を得ると別表に掲げられております。

まさに、今年度、政府一体となったそれぞれのガイドライン等を作成しましたワーキンググループにおきまして、検討する課題としておりますので、その中で、一定の結論が得られるのではないかと考えているところでございます。

ですから、この本調査において、特出ししなくても、今後の取組は詰めさせていただくことになろうかと思えます。

ただし、こう書いていただくことによって、よりその辺が明確になろうかとは思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○北村委員 それで結構だと思います。

次回の審査メモの時に、こういう論点としてこういうものが残っていますからということで挙げていただければ、その時審議していただければと思います。

○廣松部会長 私の希望としては、先ほど御紹介のあったとおり、27 年度末までにある程度結論が出るということですので、それが今回の労働者区分だとか、消費税の扱いのような形のガイドラインになるかどうか、そこまでいけるかどうかは少し先の話ですので、何とも言えませんが、もしそういう形で基本的な方針を出していただければ、次回の経済センサス - 活動調査の時の参考になり得ると考えております。

ほかにこの前回の答申の今後の課題への対応状況に関して、御発言、御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

この問題は、確かに経済統計全体として、大変大きな問題でありますので、ここにありまますとおり、第Ⅱ期基本計画の取組の中で、十分御検討いただければと座長としてお願いしたいと思います。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この部分に関しまして、この内容、結論で「適当」とさせていただきます。

さて、最後、9 ページの中ほどからでございますが、この「3 今後の課題」についてです。先ほど、申し上げましたように、これまでの部会での審議の中では「今後の課題」として記載するような事項はなかった。従って、現時点の案では「P」として何も書いておりません。

ただし、先ほど北村委員から常用労働者の内訳区分に関して、今後の課題として挙げてはどうかという御発言がございました。この点に関して、委員、専門委員の方々の御意見を頂きたいと思えます。

○北村委員 今の点、もう少し補強して言うておきたいのですけれども、ガイドラインが出てきたのがこの審議の途中だったということもあり、また、私、前回休ませていただいたので話ができなかったということもあるのですけれども、基本計画で労働区分の話が出

た時に問題になったのは、省庁間での定義とかが違うということと、それから労働者の雇用の実態が多様化しているの、それを把握する必要があるという話だと思うのですね。

それで、今回の調査を見ても、従業者を把握する事項というのはここしかなくて、常用雇用者と臨時雇用者という2つの区分になっているのですけれども、私、数字は正確には覚えていないのですが、常用雇用者が恐らく99%ぐらいになって、臨時雇用者が1%ぐらいになるので、これを区分して、わざわざ分けるというよりは、もっと政策的に大事なものは、もしかしたら、常用雇用者の中の契約か労働時間かということで分けた方が、統計情報としても有用であるし、そういうことも含めて、今後の課題としてちょうどガイドラインも出たことですので、ガイドラインの原則というのは、雇用期間や所定労働時間等をより客観的な指標を用いて区分することということがあるので、それに近づけるような形で調査票を考えたらどうかということです。

それは、実態とかいろいろなことに対応して決めていただければいいと思うのですけれども。

○廣松部会長 ありがとうございます。

確かに、この答申案の3ページの表3、特に委員会修正案、これは常用雇用者の定義に関するものですが、既にガイドラインでこういう形で提案されているため、それを踏まえたものになっています。これを端的に読めば、期間を定めずに、または1カ月以上の期間を定めた者が常用雇用者であり、そうでない者、1カ月未満の者が臨時雇用者ということになるわけですが、そのところは必ずしも十分煮詰まっていなくてあるような気がいたします。

その意味で、今後の課題として、記述することもありうると考えます。一方、ガイドラインは府省統一の見解として出されたものでございますので、その理念はこの個別の調査でも尊重すべきものであると考えます。その両者を、どう折り合いを付けるのかが判断のしどころだと思います。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 発言の機会を頂きありがとうございます。

私どもは、北村先生の問題意識、非常によく分かりますし、今後、本当にこれは検討していかなければいけない課題だと思います。

ただ、あえて一言申し上げさせていただきますけれども、お話を聞いてまいりますと、非常にこの課題、大きな課題でございまして、正直言って、これは今回示されたガイドラインの中身にもかかわってくる話と認識してございます。

そういたしますと、決して我々、この検討を逃げるわけではございませんけれども、やはり経済センサスの課題というよりは、これは全体の課題ではないかと考えているところがございまして、もちろんこのガイドラインを検討している検討会議には私ども総務省統計局、または経済産業省も参加してございますので、我々もきちんと検討してまいりますけれども、これを経済センサスの今後の課題とするか、あるいは全体の課題とするかというものは、先ほどちょうど同じような話がございましたけれども、そういう観点につ

きましても御考慮いただければと考えてございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しては、委員、専門委員の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森専門委員 感想として申し上げたいのですけれども、実際に雇用の実態が思った以上に多様化していると思っております、北村委員がおっしゃられたように、99%が常用雇用人に入ってしまうと、これも多分実態だと思っております。

実際、常用雇用人の中が非常に分かれていて、現在、省庁ごとにそれぞれの目的に合わせていろいろな調査をして、何とかその中を明らかにしようということで行われてきているのがこれまでの調査だと思しますので、非常に大きな問題という認識はありますけれども、この経済センサスでどこまでそれをとるべきなのかというのは、やはりもう少し議論をしていただくのがいいのかと思います。

実際、我々も毎回調査をするごとに、対象の定義が違うので苦労しておりますし、雇用という定義自体もとても難しく、多様化してきている状況でございますので、もう少し議論していただいた上でお願いしたいと思います。

経済センサスは非常に大きな意味を持つ調査ですので。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

確かに、今回、公表されましたガイドラインで、この内訳区分に関しては、隗より始めよというか、この経済センサス - 活動調査から始めよということも書かれておりますので、当然、最初にこういう区分で調査をしてみて、その結果がどういう形のものになるか、それが最初に出てくるわけです。同時に、北村委員の御指摘に対しまして、私も大変重要な御指摘であると思っております。

ただ、個別の経済センサス - 活動調査の今後の課題として入れるとして、具体的にどういう表現にするかということに関しては、少し難しいかと思うところもあります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ガイドラインの策定に携わった立場として御発言をお許しいただきたいと思っております。

先般の部会でも御説明しましたように、北村委員の御指摘のとおり、より客観的な指標でとるという共通認識のもと、今回、こういう形で、今、ガイドラインが策定されたと考えております。

さらに、今回の取組というのは、第一歩ということで、今後、さらに検討を進めてまいりたいというような話をさせていただいたかと思っております。

中に、今後、ガイドラインの見直しの検討におきましては、今、森専門委員からの御指摘がありましたように、それぞれの調査でどう役割を分担していくのかとか、どうどこまでとっていくのかというのものも、さらに検討してまいりたいと思っております。

そういう中では、この経済センサスという重要な調査とその検討というのは連携を図り

ながら進めるというか、単独ではなくて、政府全体の中で検討を進めるべきものかと考えております。

なお、御指摘の臨時労働者なのですが、世帯統計調査では1%前後かと思えます。

ただし、この活動調査を始めまして、事業所向け調査では6%ほどございます。

そのように対象とする調査によっても、そのあたりよく指摘されるようなダブル、トリプルの勤務とか、そういうものもございますので、そのあたりも踏まえながら、今後、検討していくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これまでの皆様方の御意見を伺っておりまして、部会長としての案ですが、今後の課題、今回の答申（案）の今後の課題として、北村委員ほか御意見があり、同時にガイドラインでこの平成28年の経済センサス-活動調査からこの区分を適用するよという記述もございましたので、その両方にこたえるという意味で、少し抽象的でございますが、今、考えましたのは、以下のような文言を今後の課題として入れてはどうかということです。

常用雇用者の内訳区分について、先ほどの3ページの表3についてですが、これについて、「統計調査における労働者区分等に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、今後の同ガイドラインの見直し、検討状況とも連携しつつ検討していく必要がある」というような書き方ではいかがでしょうか。

趣旨は、府省統一的な指針として出されたガイドラインに関して、個別の調査の立場として尊重しつつ、今後も見直しを継続していただくとともに、その結果を踏まえながら、個別の調査としての経済センサス-活動調査の立場からも検討を行うということですが、いかがでしょうか。

文章そのものは、事務局、それから調査実施者の方々ともう少し詰めたいと思いますが、少なくとも今回の経済センサス-活動調査の今後の課題として、常用雇用者の内訳区分に関して、今、申し上げましたような内容の文言を追加するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 では、委員、専門委員の方々の御賛同を得られたということで、この9ページ「3 今後の課題」については、ペンディングとしておりましたが、今、申し上げました趣旨の文言を加えるということにしたいと思えます。

○野辺地専門委員 先ほど、企業の内部取引の把握について、いろいろ御議論いただいたのですけれども、テーマとしては非常に大きなテーマとなるので、今後の課題として取り上げるかどうかについても御検討いただきたいと思うのですけれども、企業グループとしての活動というものが、やはり最近増えていまして、その企業の内部取引というのは、言ってみれば事業所が別で同一企業である。さらには同じ資本系列100%子会社とか、そういう中で、法人格は違うけれども、取引もあります。

そういったものの全部について、やはりどういう状況なのかということも、非常に企業活動

としては大きなテーマであると思います。

ですから、どういう形でとるのか、その企業自体がどこかの企業グループに属しているのかどうかという聞き方もあるでしょうし、内部取引についても、同一企業内への売上高が全部であるとか、大半であるとか、そういう聞き方もあるかもしれないし、そこら辺について、どのような、今後、そういう企業グループとか、内部取引というものを把握していくのかというのは、1つの大きなテーマかなという気はいたしていますし、ただ、ここで、少しかえってあらゆる大きな話なので、どう振れるかということもあると思うのですけれども、私はそんな感触を持っています。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、御指摘の企業グループ内取引の問題に関しては、たしか前回、前々回か、同じような趣旨の御意見があったと記憶をしております。

今のご意見については、いかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 御指摘の企業グループに関する活動状況なのですが、これにつきましては、第Ⅱ期基本計画の中に、既に企業グループの情報を基礎調査で把握した企業グループの情報を活用して、その統計の作成に向かったの研究を行うという課題が既に掲げられているところです。

これはまだ基礎調査の結果が、昨年、実施されたばかりで、まだまとまっておりませんので、今後の研究を待って、その対応が進められていくものと理解しております。

ですから、先ほどの企業内取引と同様に、この28年調査における課題の中にそこまで盛り込むのは、その状況が分からないというところがございますので、状況を見守った方がいいのかと考えております。

○廣松部会長 今の点、今後の課題に入れるかどうかは私も躊躇するところがあります。もし、今、いただいた御発言を反映するとするならば、9ページの3の上の段落、「ただし」の企業の内部取引額の把握のところですが、「加えて第Ⅱ期基本計画における課題として掲げられていることから」という文言を入れて、企業グループ内取引に触れるということも考えられますが。

第Ⅱ期基本計画の中で企業グループ内取引のことが触れられていることは事実ですよ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。そうです。

○廣松部会長 今、確認しましたとおり、企業グループ内取引に関しては、第Ⅱ期基本計画における課題として掲げられていることからもあり、少なくとも平成28年調査の「今後の課題」に入れるということに関しては、見送らせていただきたいと思います。

○野辺地専門委員 はい。

○西郷委員 済みません。2点ほど、「今後の課題」について意見というか、御検討いただきたいことがあるのですけれども、先ほど、ガイドラインの1つの柱である労働者区分についての御意見がありました。同じように消費税に関しても、今回、初めて取り入れら

れるということで、ですから、ガイドラインの方の宿題という形になるのかもしれませんが、一方で、今回導入する消費税の取り扱いを検証しようということを考えた時に、一番適切なのは、多分、経済センサス - 活動調査になると思うのですね。包括的にやっておりますので、国税庁や何かの統計と照合したりとか、そういうことができるのは、恐らく経済センサスが一番適切なのではないか。個別の統計でそれをやろうとしても、なかなかできることではないと思うのですね。

ですから、今後のガイドラインの内容の向上というか、よりよいガイドラインを作るための作業として、今回の経済センサス - 活動調査を使って、その消費税の推計の仕方というのが十分であるのかどうかという検証が、こちらの宿題になるのか、別のところでの宿題になるのか。先ほど中村委員も推計であるけれども非常に高く評価していただいているわけですが、やはり推計ではありますので、その推計のあり方が正しいかどうかということは検証すべきなのではないかということは中村委員も同じ御意見をお持ちなのではないかと思えます。

それが1点と、あともう一つは、今回、平成24年の経済センサス - 活動調査で、非常に一部の業種や調査項目に関しては、回答率が非常に低かったということで、大幅に小規模企業に関しては、回答の項目を減らすことにしたわけですが、その効果がきちんと出たのかどうかということは、当然、検証はされると思うわけですが、今回、項目を大幅に削減するというのをこの部会で判断したわけなので、その判断というのが、本当に正しかったのかどうか、あるいは、もしかしたら削り過ぎてしまったということも今後は検証しなければいけないような気がします。

ですので、当然、調査実施者としてはやっているべきこととは思いますが、今回、前回の反省を踏まえて、今回、調査項目を非常に見直してそれを大幅に変更したということの結果がどうだったかというようなことは、是非今後の課題に含めていただければと思います。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の西郷委員の御意見に関しまして、いかがでしょうか。

○北村委員 私も消費税に関するガイドラインの見直しというか、評価というのはやはり必要かと思っておりますので、何らかの形で入れていただければと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この御指摘はまさに私どもガイドラインに携わっている者として、今回の導入の状況を踏まえて、さらに検討をすることは必要だと考えておりますが、28年6月に実施されます本調査の結果を踏まえた検証が、多分、可能になるのは30年ごろからかなと集計結果が出た後になろうかと思えます。

まさに、そのころになりますと、第Ⅲ期基本計画の課題等に入れるような部分になってくるかと思えます。

そういう意味では、この本調査の個別の今後の課題とするのが適当なのか、今後の施行

状況報告審議等の中で、そういう御指摘を頂いて、第Ⅲ期基本計画に結び付けていくのが適当なのかというのを少し悩ましいところかと考える次第です。

○西郷委員 検証が行われるのであれば、この課題に書くかどうかということには特にこだわりません。

○北村委員 ただ、私は、「今後の課題」というのは、次回の審査の時の宿題と限定してしまうと、この調査についての話ということになってしまうかもしれませんが、現時点でこの部会で議論したところに関連しているような問題意識として、こういうものがありましたということを残しておくという意味では、何らかの形で今後の課題に書いて、それが必ずしも宿題というほどの縛りではなくても、こういう議論があって、こういう意見が出ましたということを残しておくというのは、やはり必要かなと思います。

もし、その課題のところに入れるのも抵抗があるのであれば、どこか本文中のほかのところにも入れていただくとか。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 消費税の問題については、私も先日の統計委員会の懇談会で発言させていただいたところで、その検証は必要だと思いますけれども、ただ、それはやはりガイドラインの検討の場であるとか、あるいはこれから推計される産業連関表の作業の場であるとか、そういったところできっちりと検証するという、そういう方向の方が効率的というか、有効なのではないかという気がいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

少なくとも、現在の推計手法に関しては、既に産業連関表で用いられて、公表されているわけで、今回、この経済センサス - 活動調査の範囲では、それを使うということですので、それを改良していくということは、今後の確かに課題だろうと思いますが、それは恐らく、この経済センサスそのものの範囲では少しおさまり切らないことだろうと思います。

ただ、消費税のことに関しては、大変大きな問題でありますし、私個人の意見としては、これまでの皆様の御意見を踏まえて、部会長メモというような形で、部会の雰囲気や委員会に報告をするという形にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 西郷委員、よろしいですか。

○西郷委員 はい。

○廣松部会長 ありがとうございます。

消費税に関しては、単に推計手法ということだけではなくて、これから税率がどうなるか、さらに軽減税率がどういう形で導入されるのか、かなり不確定な要素もありますので、今回の経済センサス - 活動調査の今後の課題ではなくて、もう少し大きな意味での課題として統計委員会全体で取り組むべき問題として部会長メモという形で私から委員会に報告をさせていただきたいと思います。

それから、個人経営調査票の変更の効果に関しては、これはいかがですか。

当然のことながら、調査実施者でこれをしていただくことは必須だろうと思っておりますが、それをあえて「今後の課題」として書く必要があるかどうかということですが、いかがでしょうか。

○西郷委員 必ずやっていただけるということであれば、特に書かなくても構いません。

○廣松部会長 では、調査実施者の方で、今、明言をしていただきたいと思います。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そういうことで、きちんといたしますし、もちろんこれは議事録に残していただくべきものだと思いますので、よろしく願いいたします。

○廣松部会長 では、ということでございますので、個人経営調査票の変更の効果というか、影響に関しては、必ずやっていただくということで、特に、「今後の課題」には上げないということにさせていただきたいと思います。

ほかに、この答申（案）全体につきまして、御発言はございませんでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 一つだけ確認させていただきたいのでございますけれども、消費税の御指摘につきましては、部会長メモとするということであったと思います。

労働者区分については、今後の課題とするか、あるいは部会長メモという整理なのかということ念のため、確認をさせていただきます。

○廣松部会長 そこは少し判断に迷うところです。先ほども申し上げましたとおり、消費税に関しては、推計方法及び考え方自体は、既に産業連関表等で用いられているものではありますが、全体大変大きな問題ですので、部会長メモに落としたいと思います。常用労働者の内訳区分に関しては、今回、この調査が初めてということもあり、その検討に関しては、先ほど申し上げましたとおり、この調査だけで済むものではない。政府統計全体の問題、課題であることは事実だと思いますが、私はどちらかといえば、ガイドラインの今後の見直し、あるいはこれからの検討に資するという意味で、今回の課題に加えておくと判断をした次第です。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 大変生意気なことを申し上げるのかもしれないのでございますけれども、この労働者区分と消費税につきましては、まさに基本計画で挙げられているものですが、各府省で検討をいたしまして決められたものでございまして、このガイドラインに則って、各府省が統計調査を見直していくということであると考えています。

労働者区分については、これからも常用雇用者の検討を進めて、順次、またガイドラインが改正されれば、その見直し結果で統計調査における取扱を改変していくということでありましょうし、また、消費税につきましても、この活動調査の結果を待たずに、活動調査以降につきましての売上高集計などで、独自の方法などがあれば、どんどん見直していくということであったと思うのです。

従いまして、今後の労働者区分あるいは消費税につきましての検討というのは、随時な

されていくのだろうと考えています。

ですので、この活動調査に限定ということではなく、恐らく政府全体でガイドラインの見直しが行われれば、それに準じて速やかにそれを取り込んでいくということであると考えています。労働者区分と消費税については、まさに同じ大変重要な扱いであって、政府全体としての取組であると考えておりまして、もし、この活動調査の「今後の課題」に取り組むということであれば、ほかの統計調査の答申の際にも、それぞれ記述されていくのかなど、少しずとんと落ちないことがありまして、大変生意気でございますけれども、そんなことを考えている次第でございます。

○廣松部会長 その点に関して、委員、専門委員の方から御意見ありますか。

○北村委員 ただ、審査の途中でガイドラインが出てきたので、余りにも少しそれが十分練られて周知されていたものであれば、そういうことかもしれないけれども、特に、新しく出てきたものなので、そういうことを取り入れて、今後、検討していくという形で、今後の課題にさせていただければ、別に特にどうしてもそれをこういう定義のものを入れなくてはいけないという、そういうものではないのですけれども、部会長がおっしゃられたように、新しいことでもありますので、何らかの形で入れておくべきではないかと考えます

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

その点に関して、部会長として、この平成 28 年経済センサス - 活動調査の今後の課題、従って、平成 33 年の調査に向けての個別具体的な課題という意味よりも、この調査、平成 28 年の調査が初めてのこういう内訳区分を使った結果を出す調査である、それをガイドラインの今後の見直しに役立ててほしいという希望も含めて、ここに加えると判断した次第です。。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 以上、資料 2 の答申(案)に関しまして、基本的に御了解を頂きましたが、修正を要するという点として、1 点目が 8 ページの先ほどの消費税に係る集計方法の見直しの一番最後の段落、この「上記変更については」というこのところに「消費税込みに統一した形で集計公表することは、利用者の利便性を向上することとともに」とところに、「精度向上」「正確性確保」の面もあるという意味でも評価できるという意味の追加をするという点、2 点目といたしまして、これは 9 ページの「3 今後の課題」の上の段落、「企業の内部取引額の把握」の部分ですが、企業内取引の件に関して、ここに何らかの形で表現を盛り込むかどうかという点、3 点目として、「今後の課題」にガイドラインの常用労働者の内訳の区分に関して、文章自体は事務局と検討した上でお示ししたいと思っておりますが、とりあえず考え方は、今、実施者の方からの御質問に対してお答えしたとおりですが、今、考えておりますのは、例えば、「常用雇用者の内訳区分については、府省統一的な指針として策定された統計調査における労働者区分等に関するガイドラインの趣旨を踏ま

え、今後の同ガイドラインのさらなる見直し、検討状況とも連携を図りつつ、検討する必要がある」というような趣旨の文章を入れることにいたします。

それから、最後に、消費税の扱いに関しましては、これは先ほども少し申し上げましたが、推計方法そのものは既に産業連関表で使われているということのを考慮したものではありませんものの、今後の税制改革等も踏まえて、大きな変更を迫られる可能性もあるということ、それと同時に他の調査、統計に大変大きな影響を及ぼす課題でもあるという点を考慮して、部会長メモとして、委員会の方にこの答申（案）と同時に私の方から報告をするということにしたいと思います。

以上、答申（案）に関する修正ですが、今、申し上げました4点に関しましては、事務局と相談をした上で、修正案を作成したいと思いますが、書きぶり等につきましては、部会長である私に一任を頂ければと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、修正を行いました答申（案）については、後日、メールにより事務局から委員、専門委員の皆様にお送りをいたします。

それでは、最後に、1ページの「本調査計画の変更」の「承認の適否」の部分です。

今、申し上げました4点のうち、1つは部会長メモということですが、それを修正した上で、今回の経済センサス - 活動調査における調査計画の変更については、承認して差し支えないとし、理由等で、先ほど申し上げました修正に関して追加をさせていただくということで、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、「承認の適否」に関しまして、最終確認を頂いたということに致します。修正をいたしました答申（案）については、皆様方にお送りして御承認を頂いた上で、先ほど申しました部会長メモと併せて6月25日に開催予定の統計委員会に提出をし、私から報告をすることといたしたいと思います。

それでは、本部会における経済センサス - 活動調査に係る審議につきましては、本日をもって、終了とさせていただきます。

今年の3月から、本部会において計5回にわたり、皆様に御審議を頂いた結果、本日、4点の修正を含めてですが、答申（案）を取りまとめることができました。

今回の部会審議に当たりましては、委員及び専門委員を初め、御参画いただいた皆様方に、部会長として厚く御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

本日の部会はこれで終了いたします。